

①

被疑者 A

複写

申入書

令和6年10月5日

福岡地方検察庁小倉支部 担当検察官 殿

小倉北警察署 署長 殿

北九州市小倉北区金田2丁目6番4号リーガルタワー2階

北九州第一法律事務所

TEL 093-571-4688

FAX 093-571-4088

A 弁護士 松井海理

複写

上記被疑者に関し、弁護人は以下のとおり、申入れをいたします。

記

第1 被疑者の供述調書は任意性及び信用性を欠くこと

1 被疑者が逮捕された直後、小倉北警察署において作成された調書は以下の理由により、任意性及び信用性を欠く。

2 事実経過

令和6年10月1日午前7時頃、被疑者は自宅前の警察車両内において、詐欺罪の被疑事実で逮捕された。逮捕時には、被疑者に対して弁護人選任権や、弁護士に関する説明はなされなかった。

同日、被疑者は羽田空港に所在する警察署にて、取調担当官の○氏に対し、「弁護士はどうなるんですか？」と尋ねたが、同氏は「北九州に着いたら詳しく話す」「ここでは何も言えない」と回答し、弁護人選任権に関する説明を拒否した。

同日、被疑者は、14時発のJAL便にて北九州空港に到着する旨の説明を受けた。しかし、実際に被疑者が羽田空港を出発したのは17時15分発の便であった。

その後、小倉北警察署に連行された被疑者が休憩を得ることなく、取調べが開始された。

この取調べは、10月2日午前1時20分頃まで継続し、その間の休憩は10分間の食事と5分間のトイレ休憩のみであった。

取調べ後、取調べを担当した○氏が、被疑者に対し、調書内に誤字脱字がないか検討すると述べ、取

複写



調室から退出した。その後、○氏は、他の警察官と会話をした。その会話中「これはやばいよ」との言動があった。そして、○氏は取調べ室に戻り、訂正箇所等の説明を行わず、訂正した調書を被疑者に見せた。

しかし、訂正した供述調書内には、被疑者が話した覚えのない「私は後悔と反省をしています。」という文章が書かれていた。加えて、○氏は、当該文章について、何ら説明を行わなかった。また、訂正後の供述調書に関して、読み聞け手続を行わなかった。

被疑者は、この供述調書の訂正箇所の説明及び読み聞け手続を受けなかったため、定型文章と誤解し、署名押印をした。

その後、身体検査等が行われ、最終的に被疑者が房に入ったのは、2日午前3時30分頃であった。

3 本件取調べは違法であり任意性・信用性を欠く

(1) 長時間にわたる取調べであること

上記の通り、被疑者は、突然逮捕され、13時間に渡る移動を強いられている。加えて、10分の食事及び5分のトイレ休憩をのぞき、5時間50分の取調べを、深夜1時を超えた時間帯まで取調べを受けている。このような環境において、被疑者は重大な肉体的精神的苦痛を受けていることになる。

このような状況において作成された供述調書に任意性は到底認められない。

(2) 弁護人の援助を妨害されていること

被疑者は、上記の通り、弁護人選任権を受ける機会を妨害されており、その結果、弁護人の助言を受ける機会を奪われた状態で、供述調書を作成されている。

このような取調べ状況で獲得された供述調書は任意性及び信用性を欠くことは明らかである。

(3) 虚偽の調書を作成していること

被疑者は、「私は後悔と反省をしています。」旨の供述はしていない。これにもかかわらず、取調官は誤字脱字の修正であるとして、虚偽の供述を調書に入れ込んでいる。

しかも、被疑者が外国籍であり、その供述調書の作成には、本人が誤解することのないよう丁寧に説明をして被疑者が十分理解した上で作成されるべきである。

これにもかかわらず、取調べ官は十分な説明はおろか、「誤字脱字の訂正である」と虚偽の説明を行い、読み聞け手続を行わずに供述調書を作成している。

このような違法行為により獲得された調書に任意性及び信用性が認められることはない。

第2 違法な逮捕・勾留であること

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない(刑事訴訟法203条)。

しかし、上述の通り、逮捕後に直ちに弁護人選任権を告げていない。加えて、弁護人選任権に関して被疑者の方から説明を求めたにもかかわらず、説明を拒否している。



このため、被疑者に対する逮捕手続は違法であり、これに続く勾留手続も違法である。

第3 結論

- 1 以上からすれば、被疑者の供述調書に任意性及び信用性はない。
- 2 加えて、被疑者の身体を拘束する法的根拠はなく、直ちに身柄を解放すべきである。

第4 申入れ

被疑者の身体拘束を即刻解くこと及びこのような取調べが二度と行われなために、取調べの一部ではなく、被疑者に対する取調べ全部、及び、同取調室に赴くまでの過程を含めた、取調べ全過程の録音・録画を実施されることを、強く求める。

以上

差出人 〒803-0816
福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4リーガルタワー2階
北九州第一法律事務所

弁護士 松井海理

受取人 〒803-8567
福岡県北九州市小倉北区大門1-6-19

小倉北警察署

警察署長殿

郵便認証司

6.10.5

この郵便物は令和6年10月5日
第13397991681号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: G01270289000100000 号

3/3 頁

新 東 京

6.10.5

18-24



被疑者 A

抗議書

令和6年10月25日

福岡地方検察庁小倉支部 担当検察官 殿

北九州市小倉北区金田2丁目6番4号

リーガルタワー2階

北九州第一法律事務所

TEL 093・571・4688

FAX 093・571・4088

(携帯：松井 090・ 1・)

弁護士 松井海理

第1 抗議の趣旨

上記被疑者（以下「A氏」という。）は、令和6年10月1日、詐欺の被疑事実で逮捕勾留され、同月22日、処分保留釈放され、同日引き続き、詐欺の被疑事実により逮捕勾留され、小倉北警察署で取調べを受けているが、A氏に対しては、違法・不当な取調べが行われていることから、下記の通り厳重に抗議する。

また、A氏に対しては、社会的事実としては一連一体の被疑事実について逮捕勾留されており、逮捕勾留の不当な蒸し返しが行われていることから、この点についても併せて厳重に抗議するとともに、直ちに身体拘束を解いて同氏を釈放することを求める。

第2 違法・不当な取調べについて

1 小倉北署での警察官による取調べ

捜査機関は、「黙っているからこうなった。」「正直、房から出てきて正直に喋ってく



れれば、こんなことにはならなかった。」などと述べた。

また、A氏は、取調べを担当した H 氏に対して、「V2
ついて知っていたのか。」と聞いたところ、「もともと知っていた」と述べた。そして、
A氏が中国語を話せる女性取調べ官に「もともと V2 銀行の件で逮捕
する予定だったのか」と聞いたところ、「そんなことはない。絶対にない」と言っ
た。

これは、捜査機関が、A氏の正当な黙秘権の行使を理由に、意趣返し又は自白を強
要する目的でA氏を再逮捕・再勾留していることを端的に表している。

2 A氏を無理矢理取調室に連行する旨をつげたこと

A氏は、捜査機関に対し、前件の逮捕勾留時から一貫して、明確に、黙秘権行使の
意思表示を行っている。したがって、本件において、A氏が取調室に行き、取調べを
行うことは全くの無意味である。

これにもかかわらず、捜査機関は、有形力を用いて強制的に、A氏を房から取調室
に連行する旨を告げている。

このような言動は、A氏を著しく不安にさせ、自白を強要させることを意図してい
ると言わざるを得ない。

第3 前件逮捕時において捜査機関側の違法な行為が行われていること

1 取調べの違法性

(1) 事実経過

令和6年10月1日午前7時頃、A氏は、自宅前の警察車両内において、詐欺の被
疑事実で逮捕された。逮捕時に、警察官からA氏に対し、弁護人選任権や、弁護士に
関する説明はなかった。

同日、A氏は、羽田空港に所在する警察署にて、取調担当官の O 氏に対し、「弁護
士はどうなるんですか？」と尋ねたが、同氏は「北九州に着いたら詳しく話す。」「こ
こでは何も言えない。」と回答し、弁護人選任権に関する説明を拒否した。



秘密

同日、A氏は、14時発のJAL便にて北九州空港に到着する旨の説明を受けた。しかし、実際に被疑者が羽田空港を出発したのは17時15分発の便であった。

その後、小倉北警察署に連行された被疑者が休憩を得ることなく、取調べが開始された。

この取調べは、10月2日午前1時20分頃まで継続し、その間の休憩は10分間の食事と5分間のトイレ休憩のみであった。

取調べ後、取調べを担当したO氏が、A氏に対し、調書内に誤字脱字がないか検討すると述べ、取調室から退出した。その後、O氏は、他の警察官と会話をした。その会話中「これはやばいよ」との言動があった。そして、O氏は取調べ室に戻り、訂正箇所等の説明を行わず、訂正した調書を被疑者に見せた。

しかし、訂正した供述調書内には、A氏が話した覚えのない「私は後悔と反省をしています。」という文章が書かれていた。加えて、O氏は、当該文章について、何ら説明を行わなかった。また、訂正後の供述調書に関して、読み聞け手続を行わなかった。

A氏は、この供述調書の訂正箇所の説明及び読み聞け手続を受けなかったため、定型文章と誤解し、署名押印をした。

その後、身体検査等が行われ、最終的に陳氏が房に入ったのは、同月2日午前3時30分頃であった。

(2) 本件取調べは違法であり任意性・信用性を欠く

ア 長時間にわたる取調べであること

上記の通り、A氏は、突然逮捕され、13時間に渡る移動を強いられている。加えて、10分の食事及び5分のトイレ休憩をのぞき、5時間50分の取調べを、深夜である午前1時まで取調べを受けている。このような環境において、A氏は重大な肉体的精神的苦痛を受けていることになる。

このような状況において作成された供述調書に任意性は到底認められない。

イ 弁護人の援助を妨害されていること

秘密



A氏は、上記の通り、弁護人選任権を受ける機会を妨害されており、その結果、弁護人の助言を受ける機会を奪われた状態で、供述調書を作成されている。

このような取調べ状況下で獲得された供述調書は、任意性及び信用性を欠くことは明らかである。

ウ 虚偽の供述調書を作成していること

A氏は、「私は後悔と反省をしています。」旨の供述はしていない。これにもかかわらず、取調官は誤字脱字の修正であるとして、虚偽の供述を供述調書に入れ込んでいる。

しかも、A氏が外国籍であり、その供述調書の作成には、本人が誤解することのないよう丁寧に説明をして被疑者が十分理解した上で作成されるべきである。

これにもかかわらず、取調べ官は十分な説明はおろか、「誤字脱字の訂正である」と虚偽の説明を行い、読み聞け手続を行わずに供述調書を作成している。

このような違法行為により獲得された供述調書に任意性及び信用性が認められることはない。

2 違法な逮捕・勾留手続であること

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない（刑事訴訟法203条）。

しかし、上述の通り、捜査機関はA氏に対して、逮捕後、直ちに弁護人選任権を告げていない。加えて、弁護人選任権に関して被疑者の方から説明を求めたにもかかわらず、説明を拒否している。

このため、A氏に対する逮捕手続は違法であり、これに続く勾留手続も違法である。

第4 結論

以上のとおり、本件では数多くの違法な逮捕・勾留、及び取調べがなされている。

したがって、A氏の身体拘束を即刻解くこと及びこのような取調べが二度と行われ



様式 第13号

ないために、A氏的意思決定（添付書類参照）に従い、取調べを行わないことを強く求める。具体的には、①取調べを必ず受けなくてはならないことを明確に定めた法的根拠（法規、判例）を書面にしてA氏に交付したとき、②取調べにおいて弁護人が立ち会うことを確約、履行されない限り、取調べを行わないことを求める。

仮に上記事項が遵守しないと判断したとしても、取調べの一部ではなく、A氏に対する取調べ全部、及び、同取調室に赴くまでの過程を含めた、取調べ全過程の録音・録画を実施されることを、強く求める。

なお、仮に本申入れにもかかわらず、上記遵守事項及び上記録音録画が実施されないまま、供述書、供述録取書等が作成された場合、将来において、当該供述書ないし供述録取書等の証拠としての適格性が否定されうることを予め告知する。

以上

添 付 資 料（添付資料は別送）

「取調べに関する意思決定」（作成者： A ） 1 通

様式 第13号

様式 第13号

差出人 〒803-0816
福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4 リーガルタワー2階北九州第一法律事務所

弁護士 松井 海理

受取人 〒803-0814
福岡県北九州市小倉北区大手町13-26

福岡地方検察庁小倉支部 担当検察官殿



郵便認証司

6.10.25

この郵便物は令和6年10月25日
第13398974201号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：G01301135000100000 号

5/5 頁

東京

6.10.25

12-18

令和6年()第 号

令和6年10月6日から

取調に関する決定

私()は^{自由意志のもと}黙秘権を最後まで~~行使~~するため、取調には向かいません。

そして、以下2点のいずれかが^{みた}足した場合、私()は取調に行きます。

1. 取調を受けなくてはならないことを書面でしめし、私におたすとき。
2. 弁護士 松井氏~~が~~が同席の上であるとき。

もし強制的に私()を取調につれていく場合、その時^いこ^きく^き交^き渉^し強^き制^しした勾留室の番号をおつた之上、私(369)の弁護士までれんらくをお願いいたします。

以上

令和6年10月3日

~~令和6年10月6日~~

()

